総 税 市 第 2 6 号 平成 2 5 年 6 月 1 2 日

各都道府県知事殿

総務大臣

地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)の一部改正について

地方税法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第173号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成25年総務省令第66号)が平成25年6月12日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成28年1月1日から施行されることとされました。

これに伴い、地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)(平成22年4月1日総税市第16号総務大臣通知)を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願いします。また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願いします。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助 言)に基づくものです。

記

別添「地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)の一部改正新旧対照表」の「改正前」欄の下線部を「改正後」欄の下線部のとおりとする。

本通知による改正は、平成28年1月1日から施行し、改正後の第2章43の2の規定は平成28年10月1日以後の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収について、同章17、17の2、24の2、26、72、79、79の2、79の3及び79の4の規定は平成29年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用する。